



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 4 2 号 令和 2 年 9 月 1 5 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 7 0	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
5 7 1	指定障害児通所支援事業者を指定した件	障がい福祉課
5 7 2	指定障害福祉サービス事業者を指定した件	同
5 7 3	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
5 7 4	指定金融機関の名称及び所在地等を定める件の一部を改正する件	出納局会計課
5 7 5	同	同

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
5 1	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	
5 2	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
5 3	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件		
5 4	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件		

徳島県告示第五百七十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和二年九月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の件名及び数量
陸上競技場備品 一式
- 2 購入物品等の特質等
入札説明書による。

3 納入期限

令和三年二月二十六日

4 納入場所

入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二六三）

四 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県県土整備部都市計画課管理・公園担当（電話 八八 六二一 二五六二）

五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。なお、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

- (一) 受領期限
令和二年十月十九日（月曜日）午前十一時
- (二) 提出場所
郵便番号七七 八五七
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県経営戦略部管財課調度担当
- (三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (一) 日時
令和二年十月二十六日（月曜日）午前十時三十分
- (二) 場所
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県経営戦略部管財課入札室
- (三) 入札書の提出方法
直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

- (一) 受領期限
令和二年十月二十三日（金曜日）午後五時
- (二) 宛先
郵便番号七七 八五七
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

5 入札保証金及び契約保証金 免除

6 入札の無効

- (一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「何々入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できな

つた入札

(三) 記名押印のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

8 契約の締結に関する事項

(一) この契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第十号）第三条の規定により、議会の議決が必要である。

(二) 落札者の決定後、契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

(三) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要するものとする。

9 その他

詳細は、入札説明書による。

七 Summary

1 Nature and Quantity

Track and Field Equipment : Complete Set

2 Time Limit of Tender

10:30 a.m on October 26, 2020

3 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Section, Management Strategy Department,
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2063

徳島県告示第五百七十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和二年九月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所 支援の種類	指 定 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
株式会社鎌倉総合企画 有限会社すみれ	香川県高松市木太町四二八 四番地八 徳島市国府町南岩延字居内 六五二番地五	ナイスくわじま ミライズ	名西郡石井町高原字桑島二 八二番地八 板野郡北島町高房字百広花 四番地一	放課後等デイ サービス 児童発達支援 放課後等デイ サービス	令和二年九月 一日 同
株式会社オアシス	同 佐古一番町八番二〇 号	オアシス	徳島市佐古一番町八番二〇 号	児童発達支援 放課後等デイ サービス 保育所等訪問 支援 居宅訪問型児 童発達支援	同

徳島県告示第五百七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年九月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指 定 年 月 日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
有限会社あすみ	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ四三番地一	あすみデイサービスセンター	阿南市西路見町堤外六五番地一	生活介護	令和二年九月一日

徳島県告示第五百七十三号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年九月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（標高データ（地図情報レベル五〇〇かつ陸域〇・五メートルメッシュ又は水域一・〇メートルメッシュ））	徳島市、鳴門市並びに板野郡松茂町、北島町、藍住町、板野町及び上板町（旧吉野川及び今切川 地内）	令和二年七月二十七日から 令和三年二月十九日まで

徳島県告示第五百七十四号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年十月五日から施行する。

令和二年九月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

二の三の(三)の表高井田支店の項中「大阪府東大阪市高井田西六丁目」を「大阪府東大阪市御厨中二丁目」に改める。

徳島県告示第五百七十五号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年十月十六日から施行する。

令和二年九月十五日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

二の三の(三)の表鴨島支店セレブ出張所の項を削る。

徳島県選挙管理委員会告示第五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和二年九月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

一一、五八六人

徳島県選挙管理委員会告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和二年九月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長

芝 山 日 出 高

一七一、五四六人

徳島県選挙管理委員会告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和二年九月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

選挙区名	数
徳島	七一、六八四人
鳴門	一六、二九五入
小松島・勝浦	一一、七〇九入
阿南	二〇、三七六入
吉野川	一一、六二八入
阿波	一〇、五四五入
美馬	一〇、八〇六入
三好第一	七、四二七入
名西	八、七九五入
那賀	二、四二六入
海部	五、八二六入
板野	二七、二二六入
三好第二	四、〇二九入

徳島県選挙管理委員会告示第五十四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和二年九月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

一七一、五四六人